

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件 四四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件四件 四四
- 計量器の定期検査を実施する件 四六
- 遊漁規則について認可した件三件 四六
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件 四八
- 道路の供用を開始する件 四八
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 四八
- 公 告**
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件 四九
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 四九
- 福 島 県 人 事 委 員 会**
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 四九
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 四〇
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 四〇

告 示

福島県告示第六百二十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

令和四年九月十六日

一 指定を解除する区域

福島県知事 内堀雅雄

会津若松市扇町百二十八番二の一部で次の図に示す区域

二 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第二十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

1 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
なし

三 講じられた実施措置

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第六百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和四年九月十六日から令和五年一月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び泉崎村産業経済課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ツルハドラッグ福島泉崎店 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸一六五番一
- 二 変更した事項
- 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- （変更前）NECキャピタルソリューション株式会社
代表取締役 今関 智雄
- （変更後）NECキャピタルソリューション株式会社
代表取締役 菅沼 正明
- 三 変更した年月日
- 令和四年六月二十八日
- 四 届出年月日
- 令和四年八月二十五日
- 五 届出をした者
- NECキャピタルソリューション株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年九月十六日から令和五年一月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ白河結城店 福島県白河市結城四三番地

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）NECキャピタルソリューション株式会社

代表取締役 今関 智雄

（変更後）NECキャピタルソリューション株式会社

代表取締役 菅沼 正明

三 変更した年月日

令和四年六月二十八日

四 届出年月日

令和四年八月十六日

五 届出をした者

NECキャピタルソリューション株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年九月十六日から令和五年一月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備えて縦覧に供する。

令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六五番地

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）協同組合ながぬまショッピングパーク

代表理事 遠藤 吉光

福島県須賀川市志茂字六角六五番地

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

（変更後）協同組合ながぬまショッピングパーク

代表理事 遠藤 吉光

福島県須賀川市志茂字六角六五番地

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

三 変更した年月日

令和四年四月一日

四 届出年月日

令和四年九月二日

五 届出をした者

協同組合ながぬまショッピングパーク

芙蓉総合リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年九月十六日から令和五年一月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ白河表郷店 福島県白河市表郷金山字前沢田三番ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

（変更後）芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麹町五丁目一番地一

三 変更した年月日

令和四年四月一日

- 四 届出年月日
令和四年九月二日
- 五 届出をした者
芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百二十六号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和四年九月十六日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査
福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡葛尾村	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第329号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	一〇月一八日 午前十一時から 午前一二時まで	葛尾村村民会館
同 郡川内村	同	午後二時から 午後三時三〇分まで	川内村複合施設 ゆふね
同 郡檜葉町	同	一〇月一九日 午前九時三〇分から 午前一一時まで	檜葉町コミュニティセンター
同 郡富岡町	同	午後二時三〇分から 午後四時まで	富岡町役場 保健センター
同 郡大熊町	同	一〇月二〇日 午前九時三〇分から 午前一一時まで	大熊町役場
同 郡浪江町	同	午前十一時から 午前一二時まで	サンシャイン浪江

右に掲げる町
右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの
一〇月二日から一一月一八日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前九時から
午後一時三〇分まで
午後三時まで

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
双葉郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡葛尾村、同郡大熊町、同郡双葉町及び同郡浪江町	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から二月二日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(計量検定所)

福島県告示第六百二十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十条第三項の規定により、鮫川漁業協同組合内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和四年八月三十一日次のとおり認可した。
令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
鮫川漁業協同組合 いわき市川部町川原三十二番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第十号(鮫川)
- 三 変更の内容

第五条の表いわき市地内高柴ダムより下流福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場取水堰までの区域の項中「一〇月一日から翌年八月三十一日まで」を「一月一日から二月三十一日まで」に改め、同表高柴ダムより上流の区域の項中「一〇月一日から翌年八月三十一日まで」を「一〇月一日から翌年九月一日まで」に改め、同表大風川遊歩道区域及び東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿地内の区域の項の次に次のように加えた。

柿の沢地区柿の沢橋の橋脚上流端より上流
の区域
投網についてののみ一月一日から
二月三日まで

第五条の表右記区域以外の区域の項中「右記区域以外の区域」を「鮫川本流以外の区域（ただし、入遠野川の小平地区大平橋より下流は除く。）」に改めた。
四 変更後の遊漁規則の施行日 令和五年一月一日
(水産課)

福島県告示第六百二十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、阿賀川非出資漁業協同組合内共第十八号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和四年八月三十一日次のとおり認可した。
令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 漁業権者の名称及び住所
阿賀川非出資漁業協同組合 河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙百七十四番地の七
二 漁業権の免許番号 内共第十八号（阿賀川・日橋川）
三 変更の内容
第二条第一項中「口頭で」を削った。
第七条第二項に次の一号を加えた。
(4) 組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）
第八条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加えた。
2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第四号とする。

第十条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に改めた。
別記様式第四号を別記様式第五号とし、別記様式第三号の次に次の様式を加えた。

別記様式第4号

遊漁承認証

Form for fishing license application with fields for No., Name, Issuance Date, Validity Period, Amount, and Signature.

住所

- 承認期間：
●魚種：
●漁具・漁法：竿釣
●遊漁区域：
●遊漁料
●注意事項
1. 遊漁の場合は、本証を携帯すること。
2. 本証は、他人に貸与してはならない。
3. 監視員の要求があった時は、本証を提示しなければならない。
発行者 阿賀川非出資漁業協同組合 (印)

四 変更後の遊漁規則の施行日

令和四年八月三十一日。ただし、オンラインシステムでの遊漁の承認及び遊漁料の納付は、令和五年一月一日から施行する。
(水産課)

福島県告示第六百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、会津非出資漁業協同組合内共第十九号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について令和四年八月三十一日次のとおり認可した。
令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 漁業権者の名称及び住所
会津非出資漁業協同組合 会津若松市北会津町三本松字中大川向二十七番地
二 漁業権の免許番号 内共第十九号（大川）
三 変更の内容
第二条第一項中「口頭で」を削った。
第七条第二項に次の一号を加えた。
(3) 組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）
第八条中第二項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加えた。
2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第五号とする。

別記様式第5号

Form for fishing license application with fields for Name, Species, and Rod Fishing License.

年 月 日

住所
氏名

遊漁料金 円

取扱者 会津非出資漁業協同組合 印
魚種 漁具・漁法
遊漁区域

注意事項
1. 漁場監視員が廻っておりますから、この券を見易い箇所に付着しておいてください。
2. 遊漁終了後は、発行者に返納し、期限の切れた券は、絶対使用しない様注意してください。

四 変更後の遊漁規則の施行日 令和四年八月三十一日

(水産課)

福島県告示第六百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
喜多方市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
- 二 解除予定保安林の所在場所
喜多方市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和四年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	いわき市小川町上小川字茱萸平三番イ地先から 同 市小川町上小川字上戸渡一 二〇番イ地先まで	令和四年九月十七日

(道路計画課)

福島県告示第六百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域			
区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
細谷沢	喜多方市上三宮町三谷字西村	土石流	次の図のとおり
見頃	同 市上三宮町吉川字見頃	地滑り	
二 土砂災害特別警戒区域			
区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される

細谷沢	喜多方市上三宮町三谷字西村	土石流	衝撃
			次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公 告

公告第二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。
令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津大川土地改良区

退任した役員
氏名

役別 古田 泰助

住所 会津若松市北会津町下荒井一一八番地

（農村計画課）

公告第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。
令和四年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
山都町土地改良区

退任した役員
氏名

役別 平野 茂夫

住所 喜多方市山都町三津合字堰沢三〇二番地の一

同 渡部 保雄 同 市山都町字広野二四七四番地

同 上野 政昭 同 市山都町字館原四六八〇番地

同 川原田 武 同 市山都町木幡字西向甲一一三四番地

同 小峯 信男 同 市山都町蓬菜字風早六〇七五番地

同 齋藤 芳正 同 市山都町小舟寺字舟山丙五八八番地

同 笠間 仁 同 市山都町小舟寺字中條乙五〇四番地
同 二瓶 全盛 同 市山都町相川字宮ノ下甲八六二番地
同 田中 久義 同 市山都町一ノ木字本村乙二〇七六番地
同 長谷川 厚生 同 市山都町一ノ木字高野原乙三二五〇番地
同 遠藤 敏雄 同 市関柴町上高額字割田一七一一番地一〇
同 山口 比佐男 同 市山都町三津合字頭無向五八四九番地の二
同 眞部 久男 同 市山都町小舟寺字家ノ廻甲一七一六番地
同 田中 政昭 同 市山都町朝倉字北向乙三二二四番地一

就任した役員
氏名

理事 遠藤 敏雄

住所 喜多方市関柴町上高額字割田一七一一番地一〇

同 平野 茂夫 同 市山都町三津合字堰沢三〇二番地の一

同 山口 比佐男 同 市山都町三津合字頭無向五八四九番地の二

同 佐藤 和則 同 市山都町木幡字本村丁二六〇二番地

同 齋藤 芳正 同 市山都町小舟寺字舟山丙五八八番地

同 笠間 仁 同 市山都町小舟寺字中條乙五〇四番地

同 田中 政昭 同 市山都町朝倉字北向乙三二二四番地一

同 田中 久義 同 市山都町一ノ木字本村乙二〇七六番地

同 眞部 久男 同 市山都町小舟寺字家ノ廻甲一七一六番地

同 渡部 保雄 同 市山都町字広野二四七四番地

同 笹川 和則 同 市山都町字五十茹一〇二六番地の一

（農村計画課）

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年九月十六日

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の二部を次のように改正する。
第十三条第三号中「の八週間後の」を「以後一年を経過する」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（総務審査課）

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年九月十六日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記 子

福島県人事委員会規則第十八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成二十年福島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第四号ア(3)」を「第二条第四号ア(2)」に改める。

第三条の二中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改め、同条を第三条の三とする。

第三条の前の見出しを削り、同条中「第一条の三第三号ウ」を「第一条の三第三号ウ」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条に規定する事情に該当した場合

第三条を第三条の二とし、同条の前に見出しとして「（子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）」を付し、第二条の次に次の一号を加える。

（子の一歳到達日後及び一歳六か月に到達日後に育児休業の柔軟な取得が認められる特別の事情）

第三条 条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会が定める特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月十六日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記 子

福島県人事委員会規則第十九号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第三項第二号を次のように改める。

二 休職にされていた期間については、その二分の一の期間

第三十三条の四第三項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 育児休業法第二条の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）の期間

については、その二分の一の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間（基準日以前六箇月以内の期間と其の一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

四 大学院修学休業、法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）、法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間については、その二分の一の期間

第三十三条の六第四項第四号中「の期間（基準日以前六箇月の期間に育児休業の期間の全部又は一部が含まれる場合であつて、当該育児休業の全期間の合計が一箇月以下であるときにおける当該基準日以前六箇月の期間内の育児休業の期間を除く。）」を「（第三十三条の四第三項第三号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）の期間」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（採用給与課）